（肥料取締法施行規則の一部改正）

第二条　肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とし、第三十二条を第三十三条とし、第三十一条の次に次の一条を加える。

（映像等の送受信による通話の方法による意見の聴取）

第三十二条　令第八条において読み替えて準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によつて法第三十四条第二項の意見の聴取の期日における審理を行う場合には、審理関係人（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

（漁船法施行規則の一部改正）

第三条　漁船法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第四十六条」を「―第四十七条」に改める。

第四十六条を第四十七条とし、第四十五条を第四十六条とし、第七章中同条の前に次の一条を加える。

（映像等の送受信による通話の方法による意見の聴取）

第四十五条　漁船法施行令（平成十三年政令第三百七号）第二条において読み替えて準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によつて法第四十八条第一項の意見の聴取の期日における審理を行う場合には、審理関係人（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

別記様式第十九号中「第四十五条」を「第四十六条」に改める。

（農業機械化促進法施行規則の一部改正）

第四条　農業機械化促進法施行規則（昭和二十八年農林省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十条中「昭和四十年政令第二百九号」の下に「。以下「令」という。」を加える。

第十一条を次のように改める。

（映像等の送受信による通話の方法による意見の聴取）

第十一条　令第五条において読み替えて準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によつて法第十三条第二項の意見の聴取の期日における審理を行う場合には、審理関係人（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

（家畜取引法施行規則の一部改正）

第五条　家畜取引法施行規則（昭和三十一年農林省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「）第一項第三号」を「。以下「令」という。）第一条第一項第三号」に改める。

第七条の三中「家畜取引法施行令第二項」を「令第一条第二項」に改める。

第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（映像等の送受信による通話の方法による意見の聴取）

第十七条　令第二条において読み替えて準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条に規定する方法によつて法第三十一条第一項の意見の聴取の期日における審理を行う場合には、審理関係人（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

（入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行規則（昭和四十一年農林省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）」を「民事訴訟法（平成八年法律第百九号）」に、「人事訴訟手続法（明治三十一年法律第十三号）」を「人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）」に改める。

本則に次の四条を加える。

（映像等の送受信による通話の方法による口頭意見陳述等）

第十七条　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百九十四号）において読み替えて準用する行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号。以下「準用行政不服審査法施行令」という。）第八条に規定する方法によつて口頭意見陳述（法第七条第四項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「準用行政不服審査法」という。）第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述をいう。）の期日における審理を行う場合には、審理関係人（準用行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいう。以下この条及び第二十条において同じ。）の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて審理員（準用行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員をいう。第二十条において同じ。）が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

（手数料の納付）

第十八条　準用行政不服審査法施行令第十二条第二項第三号の農林水産省令で定める方法は、同号に規定する交付の求めにより得られた納付情報により納付する方法とする。ただし、審査庁（準用行政不服審査法第九条第一項に規定する審査庁をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる方法により納付させることが適当と認めるときは、当該納付情報により納付する方法に加え、次に掲げる方法を指定することができる。

一　審査庁が指定する書面に収入印紙を貼つて納付する方法

二　準用行政不服審査法施行令第十二条第二項第一号の規定による公示をした審査庁にあつては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書により納付する方法

三　準用行政不服審査法施行令第十二条第二項第二号の規定による公示をした審査庁にあつては、当該審査庁の事務所（当該公示に係るものに限る。）において現金で納付する方法

2　前項の規定にかかわらず、審査庁は、同項本文に規定する方法によることができないときは、準用行政不服審査法施行令第十二条第二項第三号に規定する方法として、前項各号に掲げる方法を指定することができる。

（送付に要する費用の納付方法）

第十九条　準用行政不服審査法施行令第十四条第一項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　郵便切手又は農林水産大臣が定めるこれに類する証票で納付する方法

二　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して準用行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付の求めをした場合において、当該求めにより得られた納付情報により納付する方法